

YAMADA

保証書貼付用台紙

無料長期保証

加入料無料で、購入後3年目まで「技術工料・部品代・出張料」、
4年目以降は「技術工料」を保証します。詳しくは保証規定をご確認ください。

メーカー保証

ヤマダ保証

1年間 + **10**年間・**5**年間・**3**年間お申込は
こちら

出張修理は24時間受付のオンライン申込が便利です。裏面をご確認ください

QRコードから、トラブル診断・出張修理のお申込みが24時間可能です！

お申込は
こちらQRコード読みまたは
パソコンでキーワード検索

ヤマダ 修理 検索

受付フォームへ
入力・送信出張修理受付
確認メールを受信

出張修理の対象製品の例



テレビ 冷蔵庫 洗濯機 エアコン オープンレンジ マッサージ機 食洗機

持込修理の対象製品

メーカー保証書をご確認の上、お近くの店舗、営業時間にお持込みをお願いします。持込修理対象製品の場合、出張修理は承れません。予めご了承ください。

お電話でのご依頼は、ナビダイヤル0570-666-533(9:00~21:00)にて承ります。通話料はお客様のご負担となります。

無料長期保証 規定

無料 長期保証(以下、「本保証」といいます。)は、株式会社ヤマダデンキ(以下、「当社」といいます。)が提供する延長保証サービスです。

本保証は、家庭用に使用し取扱説明書、本体注意ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で生じた故障を保証期間内に申し出られた場合に、本規定の定めるところに従い無料で修理(以下、「保証修理」)を提供するものです。

第1条 保証対象商品

33,000円(税込)以上のテレビ、レコーダー、ビデオカメラ、冷蔵庫、洗濯機、洗濯乾燥機、エアコン、レンジ、炊飯器、クリーナー、食洗機、マッサージ機などの当社指定商品。一部ご購入方法により対象外となる場合があります。

第2条 保証加入料

本保証の加入料は無料です。本保証の加入は、保証対象商品の購入と同時に限ります。
※当社の有料 長期保証「家電保」と重複してご加入いただく事はできません。

第3条 保証期間

- 保証期間は、購入日またはお渡し日からご加入の保証期間(メーカー保証を含む、4年間・6年間・11年間)を経過した時点で終了します。
- 保証期間のうちメーカー保証期間中は、メーカー保証規定に基づくメーカーが提供する保証を適用するものとしメーカー保証終了日の翌日から本保証が適用されます。
- 保証期間内にメーカーの特別対応やリコールなどで代替品の提供やメーカー保証期間の延長がされた場合でも、本保証期間は変更されません。

第4条 保証修理の範囲

- 本保証は、家庭用に使用し取扱説明書、本体ラベル等の注意書に従った正常な使用状態で生じた電氣的・機械的故障であり、かつ、本商品の製造メーカー(以下、「メーカー」といいます。)の保証規定において保証対象となる故障が対象となります。
- 持込修理は、店頭へ持込いただき修理した際にかかる修理費用(送料・技術工料・部品代)、出張修理は、訪問した際にかかる修理費用(出張料・技術工料・部品代)が保証の対象となります。持込修理・出張修理の判断基準は、メーカー保証書または取扱説明書に記載されたメーカー保証規定に準じます。

保証書
レシート
貼付

3.保証年数毎の修理費用区分は、以下の通りとなります。(○＝当社負担 ■＝お客様負担)

保証期間	費用区分	メーカー保証満了日の翌日～3年目	4年目	5年～6年目	7年～11年目
4年間(メーカー保証含む)	技術工料	○	○	対象外	対象外
	部品代	○	■	対象外	対象外
	出張料	○	■	対象外	対象外
6年間(メーカー保証含む)	技術工料	○	○	○	対象外
	部品代	○	■	■	対象外
	出張料	○	■	■	対象外
11年間(メーカー保証含む) (冷蔵庫・エアコンのみ)	技術工料	○	○	○	○
	部品代	○	■	■	■
	出張料	○	■	■	■

4.修理費用が定額修理となる場合は、4年目以降の定額修理代の50%を当社が負担、残りの50%はお客様のご負担となります。
5.前項1～4項の修理費用は消費税を含む料金とします。

第5条 本保証の対象外となる部品

下記の部品は、本保証の対象外となり発生する費用は、お客様のご負担となります。
1.メーカー保証書や取扱説明書に付属品、消耗品と記載された部品。
2.周辺機器やアクセサリなど商品本体以外に生じた故障及び損害。
3.主な対象外付属品、消耗品は以下の通りです。

商品名	主な対象外付属品、消耗品
テレビ / レコーダー	リモコン、ハードディスク、接続コード、アンテナケーブル
冷蔵庫	フィルター、パッキン、タンク
洗濯機 / 洗濯乾燥機	フィルター、ストレーナー、給水ホース、排水外部ホース、タンク
エアコン	リモコン、フィルター
食洗機	給水・排水ホース、フィルター、タンク
電子レンジ	ターンテーブル、タンク
炊飯器	内ガマ、しゃもじ、パッキン
クリーナー	ブラシ、フィルター、バッテリー、バッテリーユニット、ACアダプター、タンク
ビデオカメラ	リモコン、バッテリー、充電器、電源アダプター、ストラップ、レンズキャップ
マッサージ機	カバー、シート

第6条 本保証の対象外となる作業または内容

下記の作業または内容は本保証の対象外となり発生する費用は、お客様のご負担となります。
1.機器のセットアップ、部品交換を伴わないリカバリー作業、外部機器の接続設定、高所作業、テレビの壁掛け料金等を含む設置にかかる作業料金。
2.ソフトウェアに起因する不具合及び機器に保存されている全てのデータ・プログラム・設定・記録内容。
3.お客様宅から当社、当社からお客様宅までの修理品送料、メーカー及び当社が定める基本出張料金を超過した出張料金及び船舶や航空機を利用した場合の料金また宿泊費用。
4.各種クリーニング、異物除去、オーバーホール、エアコンガスチャージ、各フィルターのつまり除去、取扱説明。
5.修理しなかった場合の修理キャンセル料や故障の症状が確認できない場合の点検診断料・出張料。
6.使用上の誤りまたは通信環境等により発生した故障。
7.表示パネルのドット抜け、表示パネルの焼き付き、排水詰まり、有機物、無機物、固体、気体、液体に関わらず異物の混入による故障。
8.持込修理品を出張修理で対応した場合にかかる出張料金。(出張修理が可能な場合に限りです)
9.設置工事を起因とする不具合や故障。
10.消耗・摩耗品及び付属品の不具合や本商品を一定期間(一定回数)使用した際に、メンテナンスや部品交換を必要とする箇所、またはその箇所のメンテナンスや部品交換を怠ったことによって生じた不具合や故障。
11.設置環境、異常気象、天変地異、戦争(宣戦の有無を問わず)や紛争、核燃料物質やその他の有害な特性に起因する故障及び損害。
12.さび、カビ、腐敗、変色、変質及びそれらに類するものを起因とした故障。
13.破損、変形、ヒビ、割れ、塗装の剥離、汚れ、ペットやその他が噛んだ、または爪などで傷つけたことによる損傷、その他の外的要因による不具合や故障。
14.故意、過失に起因する故障及び盗難、紛失、置き引き等により本商品を遺失した場合。
15.本保証以外のメーカー等が提供する保証が適用された場合。
16.使用場所に関わらず、業務・事業・店舗用、商用、営利目的等に使用された場合。
17.故障した機器が使用できないことにより生じた損害。
18.故障した機器に起因した身体的及び精神的な障害。
19.当社以外に依頼し、修理した場合。
20.レシートや保証書の紛失等で購入履歴を確認できない場合。

第7条 修理規定

1.修理はメーカー、メーカーが指定する業者、当社が指定する委託会社で行います。
2.修理には純正部品、汎用部品、リユース部品のいずれかを使用し、交換した部品の返却は致しません。
3.修理は日本国内で且つ、出張修理が可能な地域が対象となります。
4.本保証は、部品の供給があり、かつ修理が可能な場合に限り適用されます。
なお、倒産や製造メーカーによる部品供給の終了となった場合には、本保証の対象外となります。
5.修理の規定については予告なく変更させていただく場合がございます。すでに加入されている場合は、加入時の規定を適用させていただきます。

第8条 カスタマーハラスメントについて

当社は、当社及び当社関係者に対し、お客様から下記の行為があったと判断した場合、本保証適用の有無に関わらず修理をお断りする場合があります。
1.威迫・脅迫・威嚇行為。
2.人格を否定・蔑視する発言。
3.SNS・インターネット上での誹謗中傷。
4.プライバシーの侵害。
5.保証の範囲を超える無償での修理要求や社会通念上過剰なサービス提供の要求。
6.当社及び当社関係者への合理的理由のない謝罪や社内処罰の要求。

第9条 個人情報の取り扱いについて

1.本保証の提供にあたり個人情報を取得した場合、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従ってこれを取り扱うものとします。
2.お客様からいただいた情報は、本保証の加入確認に使用いたします。また修理のご依頼時には、修理先(メーカーまたは委託修理会社)へ開示させていただきます。
3.法令により個人情報が必要とされる場合において開示することがあります。
4.お引越し等で住所・電話番号に変更が生じた場合は、お買い上げ店舗または修理受付サポートセンターへご連絡をお願いいたします。

第10条(準拠法)

本契約は日本国法を準拠法とします。

第11条(合意管轄)

本規定の定めに関する一切の争訟については、当社の本社所在地の管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所として解決することとします。